

## 工業用水道施設等点検及び清掃業務受託者募集要項

### 1 業務内容

- (1) 工業用水道施設（浄水場、ポンプ場、配水池、貯水池等）の点検清掃及び記録
- (2) 有田川の農業用堰（2号堰～4号堰）や工業用水の取水口の維持管理及び記録
- (3) その他上記に付帯する業務（取水河川の点検、草刈り含む）一式

※点検場所への移動は自家用車

### 2 業務場所

- (1) 久原浄水場・貯水池（山代町久原2976-39外）
- (2) 大里ポンプ場・取水口（二里町大里その他の関連施設）
- (3) 長浜浄水場・長浜ダム・配水池など（東山代町長浜1964-1外）
- (4) 六仙寺ポンプ場（大坪町丙1901-1外）
- (5) 有田川農業用堰（2号堰～4号堰）（二里町大里・中里）
- (6) 取水河川（有田川 二里町大里、伊万里川 大坪町）

### 3 勤務形態

2人の受託者で、平日、休日（土日祝日、年末・年始）日勤の交代制

日勤 8時30分頃より開始し、休憩時間を除く業務時間が7.25時間を超えるもの

### 4 採用人数 1名

### 5 委託料

- (1) 日額 10,978円（月の勤務日数で支払う）
  - (2) その他作業 1,215円/時間
  - (3) 水道事業に係る残留塩素測定業務委託料 日額 555円（土、日のみ加算）
- ※自家用車での移動に要する燃料費及び草刈り機の消耗品、燃料費を含む  
社会保険、通勤手当等はありません

### 6 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※業務成績が優秀な場合は、1年を単位として契約を更新する場合があります。

### 7 応募資格

- (1) 昭和36年4月2日以降に生まれた人
- (2) 地方公務員法第16条各号（欠格条項）に該当しないこと
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 暴力団員等でないこと
- (4) 上下水道料金の滞納がないこと
- (5) 心身ともに健康であること
- (6) 普通自動車運転免許を有していること
- (7) 携帯電話を保有していること
- (8) 草刈り機を保有し、草刈り作業が出来ること

## 8 応募方法

上記応募資格（1）～（8）を了承の上、下記書類を市上下水道部へ各1通提出してください。

- (1) 住民票抄本（本籍、続柄なし）
- (2) 身分証明書（本籍地の役所で交付）
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 履歴書
- (5)「自己又は自社の役員等が暴力団員等でない旨の誓約書」（市上下水道部備え付け）

## 9 応募期間

令和8年2月2日（月）～2月20日（金）午後5時まで

※応募者が3人に達した場合は、募集期間前に締め切ります。

## 10 採用方法

受託者は面接により決定いたします。なお、面接の日時等については、2月下旬から3月上旬を予定しています。詳細は、後日応募者に連絡いたします。

## 11 問い合わせ先

契約事項 上下水道部管理課水道管理係 関 TEL (0955) 23-5490

業務内容 上下水道部水道施設課浄水2係 莊 TEL (0955) 23-5401

伊万里市立花町1542番地1（シルバーパー人材センター隣）